③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第７号に掲げる漁業をいう。）

令和７年10月１日

中部地方交通審議会会長　松本　幸正

公　告

諸　事　項

工場財団

稚内市緑５丁目44番20号**合同会社道北風力**の工場財団に天塩郡豊富町字メナシベツ10107番地先芦川南ウインドファームの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年10月１日

旭川地方法務局稚内支局

稚内市緑５丁目44番20号**合同会社道北風力**の工場財団に稚内市大字抜海村字ユーチ414番地１勇知ウインドファームの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年10月１日

旭川地方法務局稚内支局

有権者申出方

元当局所属公証人伊藤明浩の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年10月１日　　千葉地方法務局

酒類の地理的表示を指定する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第86条の６第１項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第２項の規定に基づき、次の３件の地理的表示を指定したので、表示基準第８項の規定に基づき公告する。

令和７年10月１日

国税庁長官　江島　一彦

名　　称	京都
産地の範囲	京都府
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。
表示基準第10項第３号の規定により表示基準第９項の規定を適用しないものとする商標その他の表示	国税庁ホームページに掲載する。

名　　称	鳥取
産地の範囲	鳥取県
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。
表示基準第10項第３号の規定により表示基準第９項の規定を適用しないものとする商標その他の表示	国税庁ホームページに掲載する。

名　　称	福岡
産地の範囲	福岡県
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。
表示基準第10項第３号の規定により表示基準第９項の規定を適用しないものとする商標その他の表示	国税庁ホームページに掲載する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告